

公益財団法人高知県体育協会事務局規程

第1章 総 則

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県体育協会（以下「本会」という。）定款第44条に定めるところにより、事務局における事務の能率的な運営を図ることを目的とする。

(業 務)

第2条 事務局は、次の各号の業務を処理する。

- (1) 理事会及び評議員会に関する事
- (2) 各種委員会の連絡調整に関する事
- (3) 高知県スポーツ少年団の事務に関する事
- (4) 公益財団法人日本体育協会その他関係団体に関する事
- (5) 文書処理、出納事務その他庶務に関する事
- (6) 国民体育大会に関する事
- (7) 栄典、表彰及び慶弔に関する事
- (8) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項

第3条 事務局に事務局会議を設ける。

2 事務局会議は、事務局長、幹事及び一般職の高位の者をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事務局の運営に関する事
- (2) 事業及び財政に係る長期・短期計画についての事務局案に関する事
- (3) 諸会議に関する連絡調整に関する事
- (4) その他事務局に関する事

3 その他、必要に応じ高知県教育委員会スポーツ担当主管課との連絡会議を設ける。

第2章 職 員

(職 員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) その他の職員

2 前項の職員とは、第3章に定める手続きによって本会と雇用契約を締結し、本会の業務に従事する者をいう。

3 前項の職員以外に、会長は本会の業務上必要なときは、役員を事務局に常勤させることができる。

(任 免)

第5条 職員は、会長が任免する。

第3章 職員の採用

(採用)

第6条 職員の採用は、次による。

- (1) 書類選考
- (2) 面接試験
- (3) 競争試験

2 必要がある場合は、前各号の一つを省略することができる。

第7条 職員の採用に当たっては、応募者から、次の書類各一通を提出させるものとする。

- (1) 履歴書（本人自筆）
- (2) 写真（ただし、3ヶ月以内に撮影したもの）
- (3) 学業成績証明書
- (4) 医師の健康診断書（ただし、診断後2ヶ月以内のものに限る）
- (5) その他本会が必要と認めた書類

2 前各号において重大な脱漏又は虚偽の記載ある場合には、採用後といえどもその採用を取り消すことがある。

第8条 採用された者は、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 契約書
- (2) 身元保証書（保証人は1名とする。）
- (3) 給与所得に係る扶養控除等申請書
- (4) 採用の年に給与所得があった者は、その年の源泉徴収票
- (5) 年金証書
- (6) その他本会が必要と認めた書類

第9条 前2条による提出書類の内容に異動があったときは、当該職員はその都度、直ちに届け出るものとする。

(試採用)

第10条 第6条の試験に合格した者は、原則として3ヶ月を試採用期間として業務の見習に従事させ、試採用期間終了時に、適当と認めた場合、職員に採用する。

2 前項の試採用期間中又は試採用期間終了後の際、不適當と認めた者は、労働基準法第20条の定めるところにより解雇する。

3 職務の内容又は本人の経歴によっては、第1項の規定にかかわらず試採用期間をおかないで、直ちに職員に採用することができるものとする。

4 第1項の規定により職員に採用された者については、その試採用期間を在職期間に通算する。

第4章 職員の職責

(事務局長の職責)

第11条 事務局長は、会長の命を受けて局務を掌理する。

(その他の職員の職責)

第12条 その他の職員は、上司の命を受けて所定の業務に従事する。

(常勤役員の職責)

第13条 常勤の役員は、会長の命を受け、特に命じられた事項の処理に当たる。

第5章 事案の決裁、専決及び代決

(原則)

第14条 本会における事案の決裁者は、会長とし、会長はこの規程に定めるところにより、専務理事、事務局長に決裁権を委任することができる。

(会長の決裁事案)

第15条 会長は、次のものを決裁する。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案
- (2) 本会運営に係る重要方針に関する事案
- (3) 予算の編成及び決算に関する事案
- (4) 理事会及び評議員会の運営に関する事案
- (5) 定款に関する事案
- (6) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (7) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案
- (8) 職員の任免（昇任、昇格を含む）、分限、懲戒及び表彰に関する事案
- (9) 3,000万円以上の収入及び支出に関する事案
- (10) 500万円以上の予算の流用に関する事案
- (11) その他特に重要な事項に関する事案

(専務理事の専決事案)

第16条 専務理事は次のものを専決できる。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行に関する事案
- (2) 諸規程に関する事案
- (3) 重要な事項に係る報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (4) 重要な申請、照会、諮問及び通知に関する事案
- (5) 職員の給与に関する事案
- (6) 嘱託の雇用及び手当に関する事案
- (7) 事務局長の普通出張に関する事案
- (8) 100万円以上3,000万円未満の収入及び支出に関する事案
- (9) 500万円未満の予算の流用に関する事案
- (10) 臨時職員の雇用に関する事案
- (11) その他重要な事項に関する事案

(事務局長の専決事案)

第17条 事務局長は、次のものを専決できる。

- (1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案
- (2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (3) 一般的な申請、照会、回答及び通知に関する事案
- (4) 第4条第1項第2号の職員の普通出張、請暇及び勤務に関する事案
- (5) 100万円未満の収入及び支出に関する事案
- (6) 不用品の売払い及び廃棄処分に関する事案
- (7) その他定例的な事項に関する事案

(代 決)

第18条 決裁権者が不在のときは、別記第1に定めるところにより、その事案を代決又は経伺代決することができる。

2 代決又は経伺代決した者は、その代決又は経伺代決した事案で、重要な事項その他上司において承知しておく必要があると認められるものについては、その後閲を受け、又はその要旨を報告しなければならない。

(補 則)

第19条 この規程に定めるもののほか、事務処理について必要な事項は、そのつど事務局長が定める。

別記第1

決裁権者又は経伺すべき者	代決又は経伺代決できる者
会 長	専 務 理 事
専 務 理 事	事 務 局 長

附 則 この規程は、昭和47年6月16日から施行する。

附 則 この規程は、平成5年6月14日から施行する。

附 則 この規程は、平成13年6月18日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年3月24日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年7月21日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年5月10日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年3月18日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年4月3日から施行する。

附 則 この規程は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。